

# 定 款

一般社団法人 日本倉庫協会

# 一般社団法人 日本倉庫協会 定 款

設立認可 平成24年3月21日

設 立 平成24年4月 1日

一部改正 平成30年6月14日

一部改正 令和元年6月13日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人日本倉庫協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、倉庫業の健全な発達を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 倉庫業に関する調査、研究
- (2) 倉庫業に関する情報及び資料の蒐集、整備ならびに頒布
- (3) 倉庫業に関する知識の普及及び宣伝
- (4) 倉庫の利用者、その他倉庫業に関連する者及びこれらの団体との連絡及び交渉
- (5) 倉庫業に従事する者に対する教育
- (6) 官公庁、国会その他に対する建議、陳情及び連絡
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、倉庫業者で組織する地域団体とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 本会の会員である地域団体を構成する倉庫業者を会員事業者という。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める規程により、会費を納めなければならない。

(退 会)

第8条 会員が、退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があったとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 解散したとき
- (4) その他法令に定める要件に該当したとき

(権利の喪失)

第11条 会員が、その資格を失ったときは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の財産に対して、何らの請求をすることができない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員で構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 会員事業者は、オブザーバーとして総会に参加することができる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合は、当該総会において出席した会員の代表者又は理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 会員は、その団体を構成する会員事業者の数に等しい議決権をそれぞれ有する。

- 2 会員は、議決権を分割して行使することができない。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する会員の代表者が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の代表者の半数以上であって、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議決権行使の委任)

第19条 総会に出席できない会員は、他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合において、その会員は、出席したものとみなす。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員の代表者2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 総議決権数及び出席した会員の有する議決権数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- (4) その他法令に定める事項

3 前項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員等

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上8名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 常務理事 1名
- (6) 常任理事 35名以上45名以内
- (7) 理事 75名以上95名以内(会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)
- (8) 監事 3名以上4名以内

2 会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、理事長、専務理事及び常務理事を同項第2号の業務執行理事とする。

3 第1項の規定にかかわらず、専務理事又は常務理事は、置かないことができる。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、別に定める規程により、会員の推薦した会員事業者の役職員のうちから総会において選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、これ以外の者から理事及び監事を選任することができる。

2 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事の内から理事会で選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 理事長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合は、この定款に別段の定めがある場合を除き、代表権を除く会長の業務について理事長が代行する。
- 5 専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担処理する。
- 6 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、原則として3月、6月、10月の年3回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬を支払うことができる。

(評議員)

第28条 本会に、評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、180名以上240名以内とする。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、本会の業務について会長の諮問に応じ答申し、又は意見を具申する。
- 4 第22条第1項及び第25条から第27条までの規定は評議員に準用する。ただし、

評議員の補欠選任は理事会で行うことができる。

(名誉会員)

第29条 本会は、理事会の同意を得て、本会又は業界のため特に功績顕著であった者に対して名誉会員の称号を贈ることができる。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行なう。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(4) その他この定款で定める事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会招集の通知は、会日の1週間前までに各理事及び監事に対して発するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置く。

## 第7章 常任理事会

(常任理事会)

第36条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成し、会長が招集する。

(常任理事会の審議事項)

第37条 常任理事会は、理事会から委任された事項を審議する。

- 2 常任理事会の議事については、議事録を作成し、会長が記名押印する。
- 3 前項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置く。

## 第8章 委員会

(委員会)

第38条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を得て委員会を置く。

- 2 委員会に関する規程は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理する。

- 2 資産管理に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。
- 3 本会は、剰余金を分配することはできない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまで主たる事務所に備え置く。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けたうえで、第1号の書類についてはその内容を定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告は、主たる事務所に5年間備え置く。

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を受けなければならない。

2 前項の規定は、重要な財産の処分又は譲受の場合において準用する。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、法令で定められた事由によるほか、総会の決議により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。  
(帳簿及び書類の備え置き)

第49条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 監査報告
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供する。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第13章 雑 則

(細 則)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登

記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 社団法人日本倉庫協会の諸規程は、一般社団法人日本倉庫協会の諸規程として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 4 本会の最初の代表理事は田村和男とし、業務執行理事は谷山將とする。

附 則（平成30年 6月14日総会決議）

この定款の改正は、平成30年 6月14日から施行する。

附 則（令和元年 6月13日総会決議）

この定款の改正は、令和元年 6月13日から施行する。